

三宅島の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

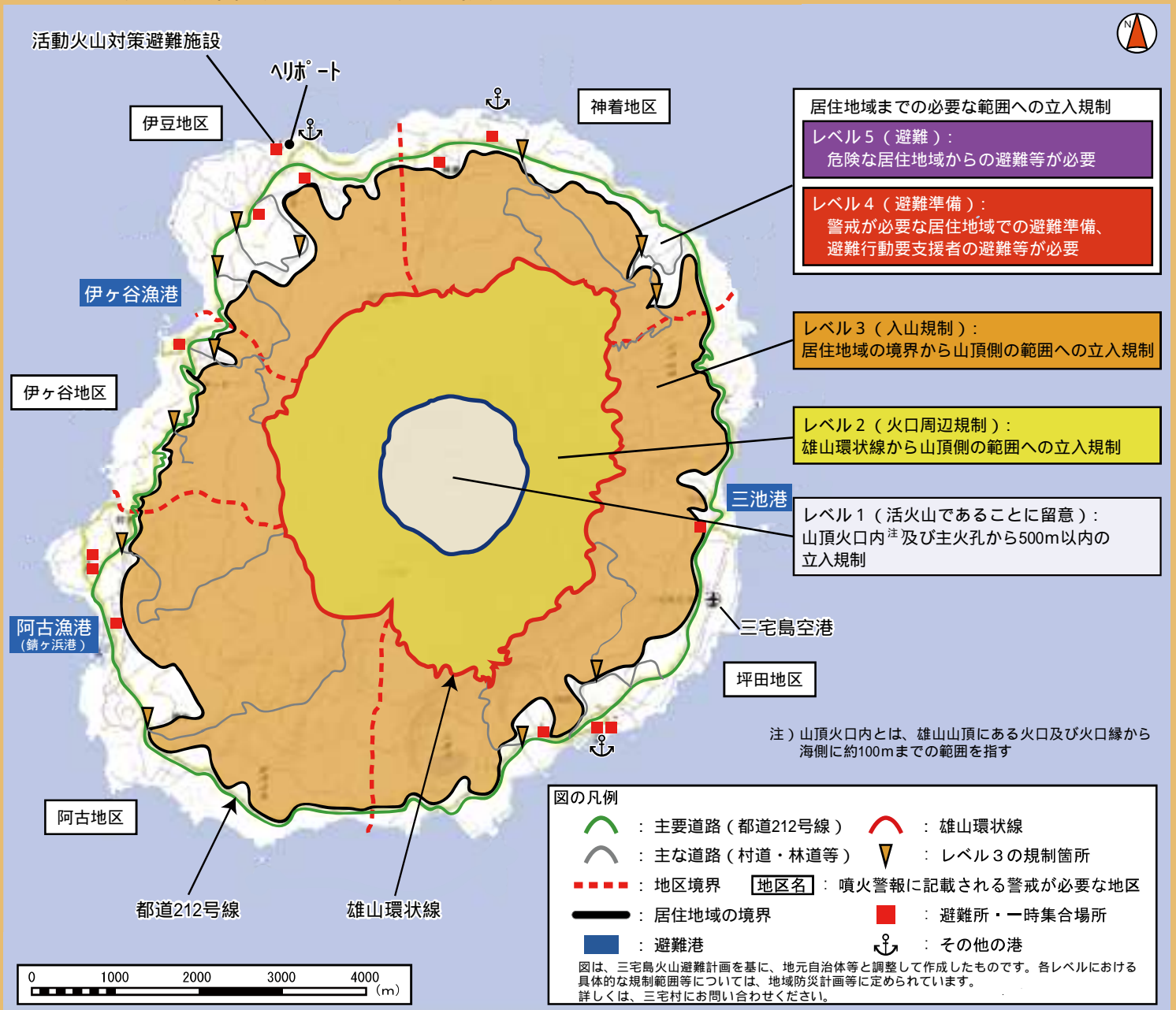
噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。

各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。

対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



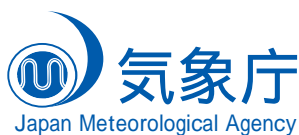
三宅島 噴火警戒レベルに則した防災対応



この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用して作成しています



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
 TEL : 03-3212-8341 (内線4536) <http://www.jma.go.jp/>
 東京管区气象台 業務課 TEL : 03-3212-8341 (内線4921) <http://www.jma-net.go.jp/tokyo/>
 三宅島火山防災連絡事務所 TEL : 04994-5-0980 http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/rovdm/Miyakejima_rovdm/Miyakejima_rovdm.html



三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火が切迫。 過去事例 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月：12日の噴火の数日前から地震発生 噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続。 過去事例 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火。16時30分頃、新澤池、新鼻付近で噴火。17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性。 2000年噴火の事例 8月10日：噴火
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域の境界から山頂側への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常的生活。	山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性。 2000年噴火の事例 7月14日～15日：噴火 山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 過去事例 明確な記録なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常的生活。	山頂火口で小噴火が発生する可能性。 過去事例 2006年8月23日：ごく小規模噴火、降下火砕物あり 山頂火口で、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生。 過去事例 1940年7月14日朝～：噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。詳しくは、三宅村にお問い合わせください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>